都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

論文の引用について

• 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問いあわせは

都留文科大学附属図書館 住所:402山梨県都留市田原三丁目8番1号 電話:0554-43-4341(代)

FAX: 0554-43-9844 E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

電子紀要トップへ

電産」レッド・パージの特異性 レッド・パー ジの史的究明 (八)

Peculiarities of the DENSAN "Red Purge"

平

田

哲

男

HIRATA Tetsuo

のような国家資本そのものでもなければ、炭労や私鉄のような純粋 課題であり、ここで軽軽に言及することは困難である。 しかしながら、その「特異」性をどう認識するかは学問的に重要な ストを連想するというのが実状であったと思う」つと述べている。 活に直結する争議行為のゆえであった。 電産といえばただちに停電 般の人々の心に強くやきつけられたのは、勿論一般の人々の日常生 異の存在であった」と特徴づけ、その理由の一端を「その存在が一 は、そのはしがきの冒頭で「電産は戦後日本の労働運動のなかで特 とは言え、「電産」がとり組んだ相手の経営者とは、国鉄や全逓 労働争議調査会による『戦後労働争議実態調査

> っても、彼らがいちじるしく自律性を欠く経営者であったことも決 拠があると言うことができよう。 では、「電産」を「特異の存在」とする認識には、十分な理論的根 して不思議ではない」 ②と性格づけている。 つまり、「 電産」 の特 経営主体としての自主性を欠如し......労使関係の諸問題の処理に当 の民間資本とも異なっていた。そこから、前掲書は「およそ企業の 異性は、多分に経営体の問題性に関わっているのである。その意味

つぎのように言いかえてみよう。

特異の存在」とどう関連しあっているのか、と。 「電産」レッド・パージの「特異」性はどこにあるのか。それは、

「電産」レッド・パージの核心的問題を、各種の証言を援用しつつ 実証的に明らかにしようとするこころみの一部である^^。 ところ少なくないはずである。そのような考え方に立って、本稿は、 ることができるならば、レッド・パージ総体の史的究明にも資する レッド・パージ ゙゚ を、かりにも前述のような視角から明らかにす **産業別に集計して最多の二一三七人の犠牲者を出した「電産」の**

組合の略称である。組合員数は、約一三万人にのぼる。 全労働者によって、一九四七年五月に結成された単一の産業別労働 労働組合、すなわち日本発送電会社と九つの配電会社の計一〇社の ちなみに、「電産」とは、電気産業の謂ではなく、日本電気産業

でしかないことは、即座に暴露された。経営者側は、「 人員整理 ないことであるが、実は「交渉」とは名ばかりで、一方的通告の場 で「人員整理」問題の中央交渉が開催されたい。他産業に例を見 一九五〇年八月二六日、東京・神田の電気事業経営者会議事務局 レッド・パージの概況と八月二六日の状況

表 1 「電産」の整理人員数

うことなのか。

ばからなかった。では、いうところの「健全な発展」とは、どうい な発展に対し重大な責務を有する」(傍点は引用者)と揚言しては |事業| であることを強調し、「事業者といたしましては事業の健全 の基本方針として、電気事業が「基幹産業」であり、「高度の公共

曰く「一段と勤労意欲の向上と服務規律の刷新を図り以て一層の

会 社 名	整理人員	同予定
日本発送電 K K	837	757
北海道配電KK	52	95
東北配電KK	258	260
関東配電KK	390	475
中部配電KK	138	290
北陸配電KK	26	95
関西配電KK	199	260
中国配電KK	52	180
四国配電KK	60	105
九州配電KK	125	265
計	2,137	2,782

労働省編『資料労働運動史』昭 は、 和25年版、231ページ。

高倉金一郎編『レッドパージ関 係極秘公文類集』 75ページ。本文 参照。

能率の増進に努め」ること、つまり経営効率論であるが、

これは、個々の被通告者に示された「整理基準」 ⑤ なるものと 「以上の観点に立ち慎重考慮いたしました結果、 るのやむなきに至った次第であります。」 を及ぼし、又は之に協力しない一部従業員は直ちに之を排除す 他の従業員に悪影響を及ぼす者等、円滑なる業務の運営に支障 に鑑み、事業の公共性に自覚を欠く者、常に煽動的言動をなし、 現下の諸情勢

数は、表1の通りである。経営者会議の発表によれば、共産党員は 一八三八人で、全被整理者の八六%であり、全従業員総数に占める ほぼ同一の文章である。この「整理基準」による会社別の整理人員

が経営効率論に名を借りた「人員整理」論そのものにほかならない ことは、つぎの件から明白である。 実はこれ

全被整理者の割合は一・五%であった。

「交渉」の実態によって、さらに明瞭になる。ほかならない。このことは、同じ日の全国各地の事業場におけるとは、「交渉」が周到に準備された演出であることを示しているにみあげるだけのきわめて儀礼的な色彩の濃いものだった。ということころで、中央交渉は、このように一方的で、用意した文書を読

言から特徴的な部分を抜き出してみよう。ッド・パージ三〇周年記念文集』に収録されている裁判における証そこで、ここでは、一例として『一九五〇年八月二六日 電産レ

から入って来ました。②」(関東配電本店) から入って来ました。②」(関東配電本店) から入って来ました。②」(関東配電本店) から入って来ました。②」(関東配電本店) がいて来ました。「関東ではない、動かしうるテープルをおいてあったわけですが、会社側は、新たに、特設されたコンクリートの壁を打抜いた出入口から出入りしました。 だコンクリートの壁を打抜いた出入口から出入りしました。 がら入って来ました。②」(関東配電本店)

構成された団体交渉の部屋に入った。(®)」(関東配電)種の暴力団のようなものが全部配置されていて、そして特別にれは会社側のなんとか組、清水組だと思いますが、そういうったわけですけれども、そこで当時の警察予備隊、それからこ「関東配電の事務所にこれは大体執行委員の全員がそろって行

た。それから東京支社から何人かの人が、それを監視するよう「事務所に行きまして、事務所には警察官が集合しておりまし

電東北変電所) 出なければ検束するということでありました。(③) (日本発送いえないということで、それで、すぐに即刻職場から出ろ、と、を切るのかと聞きましたら、上からの命令だから、それ以上はの通告文を読んだと思います。……それで、どういうことで首な恰好で見ておりました。その中で所長が、ようするに首切り

わけです。(⇒)」(日本発送電関東支店千曲川支社) た中で、私がはいって行くなり支社長は、会社の都合で辞めてた中で、私がはいって行くなり支社長、課長が七人か八人おり、そのむこうさんは支社長、副支社長、課長が七人か八人おり、そのがこうさんは支社長、副支社長、課長が七人か八人おり、そのいて決選のように高低くはないけれども、ちょっと手を出していて法廷のように高低くはないけれども、ちょっと手を出していて法廷のように高低くはないけれども、ちょっと手を出していてする。(⇒)」(日本発送電関東支店千曲川支社)

配電神奈川支店高島通営業所) 配電神奈川支店高島通営業所) 配電神奈川支店高島通営業所) 配電神奈川支店高島通営業所) 配電神奈川支店高島通営業所) 配電神奈川支店高島通営業所) 配電神奈川支店高島通営業所) 配電神奈川支店高島通営業所) の方で適当な職をお世話してもいいんだと申しましたんで、私の方で適当な職をお世話してもいいんだと申しましたんで、私の方で適当な職をお世話して、あなたがもし、切られたらば、警察の方で適当な職をおけまして、その日の朝から営業所に制服、当日は土曜日でございまして、その日の朝から営業所に制服、当日は土曜日でございまして、その日の朝から営業所に制服、

それで署長も確かいたと思います。君は解雇されたんだから職ごろだと思うんですが、池上警察署の警官が十数人きまして、「八月二六日の朝、私は会社におったんですが、朝六時か七時

れたわけです。 場を出てくれということで無理やりに力づくで会社の外に出さ

業折)表が貼り出されたと思います。⌒♡」(関東配電大井支社大田営の名前と、それから解雇するというようなそういう文面で一覧の名前と、それから解雇するというようなでうが、解雇者

ども、社命によって、あんたはきょうかぎり会社をやめてもら筒に入っておりましたが、その勧告書を示して、気の毒だけれて支社長がいうには腰かけちゃ困ると、立って話を聞いてくれ、で支社長がいうには腰かけちゃ困ると、立って話を聞いてくれ、ました。...... それから私服の警官もおりました。それでその中ました。風采の悪い人間がぞくぞく会社の庭に集まってまいりのが、地下たびをはいて、ゲートルをつけて、棍棒をもった、のが、地下たびをはいて、ゲートルをつけて、棍棒をもった、のが、地下たびをはいて、ゲートルをつけて、棍棒をもった、のが、地下たびをはいて、ゲートルをつけて、棍棒をもった、のが、地下たびをはいて、

受けました。(ミッ」(日本発送電神奈川支社)今後は決して会社の中へ入っては困ると、そういう形で勧告をいますと、だから即刻私物をまとめて帰ってほしいと、さらに

「そういう連中が、そうですね、一〇名以上やっぱり武装して、そのほか私服が何名かおりました。私を名指して、職場から私のほか私服が何名かおりました。私を名指して、職場から私のほか私服が何名かおりました。私を名指して、職場から私のほか私服が何名かおりました。私を名指して、職場から私のほか私服が何名かおりました。私を名指して、職場から私のほか私服が何名かおりました。私を名指して、職場から私のほか私服が何名がおりました。私を名指して、職場から私のほか私服が何名がおりました。私を名指して、職場から私のほか、私の立場上困ると、だからこの通告をするんだと、そのはか私服が何名がおりました。私を名指して、職場から私

事実上ぐるになっていた。 事実上ぐるになっていた。第三にきわめて強権的で問答無用そのも が判明した。すなわち、第一に、二六日は周到に準備された。第 にが判明した。すなわち、第一に、二六日は周到に準備された。第 で明瞭にしたかったからである。これらの証言によって、つぎの諸 で明瞭にしたかったからである。これらの証言によって、つぎの諸 で明瞭にしたかったからである。これらの証言によって、つぎの諸

しなければならない。そして、実は、この点については、高倉金一時期から周到に準備されていたことを十分に示唆している点に注目これらを全体的に見るならば、なによりもレッド・パージがある

九二年)によれば、つぎの諸点が整理挙示されている(テッこの記録を所収した河西宏祐『聞書』電産の群像』(平原社、一九郎と電産九州不当解雇反対同盟からの貴重な聞き取り記録がある。

ち除名) と労務係長が、組合議事録を手にして打ち合わせをし 証言 (戸畑発電所分会)、 流し、さらに変電所に鉄条網を張り、警察が探照灯を照らして せよという 秘密指令一〇〇号 を出しているとの噂を職制が を連行していった例 (長崎分会)、 た例 (八幡営業所分会)、 会、宮崎分会、小倉分会)、 から、変電所のまわりに鉄条網が張りめぐらされた例 (長崎分 尾行や張りこみが強行された例 (玉名分会)、 同じく六月頃 カハタ』編集幹部一二人の追加追放)、職場の活動家に警察の 日本共産党中央委員二四人全員の公職追放以来(翌七日、『ア 撃したという証言 (港発電所分会)、 一九五〇年六月六日の ているなど、早くから解雇者リストが作成されている現場を目 議事録をもとに相談していたり、共産党員の組合執行委員(の をおこない、同調者を含む解雇者リストを作成していたとする 同派・警察が一体となって解雇該当者の尾行や身辺の張りこみ の証言 (戸畑発電所分会)、 一~二年前から、末端職制・民 萎縮を誘い、レッド・パージを容易ならしめようとしていたと 雰囲気を職場全体にみなぎらせることによって、職場組合員の すすめられていることをほのめかし、 レッド・パージ近しとの 前年以来、警察や末端職制が、経営側による解雇の準備が GHQのCICがしばしば職場にきて、活動家 民同派幹部と警察・人事課が組合 GHQが毎日職場にきていた例 職場に警察が毎日入りこんでい 日本共産党が電源を破壊

しがはかられた例(港発電所分会)。」 に署名すれば解雇しないというはたらきかけが職制からおこなせて配属させてきた例(島原営業所分会)、 「ゼロ号指令」を中執(民同派)をレッド・パージにそなえて、所長に栄転さ気づくりがすすめられていたとの証言(大分支店分会)、 電警戒にあたるなど、共産党の破壊活動を印象づけるような雰囲

か、あったでしょうか」という原告代理人の質問に対してのものでる。「八月二六日以前に、そのような解雇をにおわせるような、何さきに紹介した裁判における証言の中にも、つぎのような例があ

ある。

とを発言し、所長と約束した数名のものがおります。」いうことでした。その中で、共産党をこの場でやめるというこわけです。青木所長のいうには、共産党をやめてくれないかとというので話がありました。それで組合の幹部が行って聞いた館で、青木エイキチ所長から組合の幹部にお話し合いをしたい「それは二ヵ月くらいほど前、高崎市内の『なべや』という旅

告」はなかったのである(*)。 飲食しながらの話の中で「脱党」を約束した数人には、「解雇通

が明るみに出たことが明らかにされている。ジ計画を練った「ノート」を忘れたために、レッド・パージの動き、さらに、同じ裁判の証言の中で、団体交渉の席上にレッド・パー

団体交渉の席上にのこしたノートがあるわけです。この中に、ありますが、この際、神奈川日発支店の次長の渡辺という人が「二五年の三月にいわゆる三月闘争というものをやったわけで

画を察知したわけです。」 日発側の首切りがきわめて明瞭な形で書かれていたためその計

わけです。(雲)」わけです。(雲)」
おおり、かなり具体的なスケジュールが書いてあったに関する限りで、どの程度の人間がその対象になて、どういうふうにしてやるかというふうなこと、或は、日発を準の検討 五、全役員の住所調書整備、といろいろ書きまして作、一、組合工作 二、職場長の検討 三、ネタ 四、整理工作、一、組合工作 二、職場長の検討 三、ネタ 四、2000年 1000年 1000

氏の藤田進からの聞き取り記録にある一節である。 つぎに、電産役員の聞き取りにも、重要な証言がある。河西宏祐

いんですよ。(②)」 いんですよ。(③)」 いんですよ。(③)」 いんですよ。(○)人も共産党員がいるわけないまう』といって、結局半分ぐらいにしたんじゃないでしょうか。 かね。うちあけていえば、五〇〇〇人も共産党員がいるわけないまう』といって、結局半分ぐらいにしたんじゃないでしょうか。 の関連で企業側もいっしょになって、好ましくないものはもう の関連で企業側もいっしょになって、好ましくないものはもう の関連で企業側もいっしょになって、好ましくないものはもう の関連で企業側もいっしょになって、好ましくないものはもう の関連で企業側もいっしょになって、好ましくないものはもう の関連で企業側もいっしょになって、好ましくないものはもう の関連で企業側もいっしょになって、好ましくないものはもう。 の関連で企業側もいっしょになって、好ましくないものも前が上げら

と、このため当初の整理人員は五〇〇〇人にも及んでいたこと、組つまり、GHQから「至上命令」にひとしい強い指示があったこ

をつけくわえておこう。 **締上の法律解釈について」(ॐ)と題する文書が作成されていること** 記述している点も重要である。 実はこの問題については、八月一日 を打ち出している。また、「予想される不法事案」をかなり詳細に 当な者、の五項目が列挙されている。そのほか「方法」として、 成されたものと言っていい(≧)。これによれば、整理人員は二七〇 組の人員整理について」と題した文書である^②。文書自体は警察 付で国家地方警察本部刑事部捜査課によって「電産争議に対する取 協力しない者、 〇人を越え (表1の「参照)、二%程度の「整理」を予定していた 関係とみられるが、内容的には会社側と警察の緊密な関係の中で作 しく不良の者、 と予定していたこと、さらに「整理基準」として、 こと、実施の発表日が七月二七日、個人通告書の発送が七月三一日 中央に於ては、積極的に、地方に於ては消極的に交渉」すること 右の点と関連して注目されるのは、「昭和二五・七 甚しく規律を紊した者、 職務能率の甚しく劣っているもの、 病弱で職務遂行上不適 勤務成績の著 業務運営に

については、エーミスのつぎのような釈明がある。 ところで、二一三七人の「整理」を断行した電産レッド・パージ

〇年九月二五日)ときは、組合の意向を考えて復職させて欲しい。(ミッン」(一九五ときは、組合の意向を考えて復職させて欲しい。(ミッン」(一九五かったのではないかと思っている。......若し誤った解雇をした「強いて自分で赤の追放について批判すれば、電産は人員が多

る。○☑」(九月二六日) はもとに帰す必要のある人については努力したいと考えてい中には該当しない人が含まれているように思うので、この面で「例えば電産の如きは多すぎたと考えている。電産のパージの

ある「民同派」のリーダーは、つぎのように回想している。要な原因は、「民同派」労働組合幹部が加担していたことにある。と反省しているのである。なぜ「多すぎた」のか。おそらくその重一三七人。それにもかかわらず、結果的にはエーミスは「多すぎた」当初は五〇〇人、七月段階で二七〇〇人、さらに絞り込んで二

員長にもいわなかった。○③」 『昨夜中部の会社側は組合の代表達とレッド・パージについて『昨夜中部の会社側は組合の代表達とレッド・パージについて これ程組合の幹部が腐り切っているとは思ってもいなかった。 これ程組合の幹部が腐り切っているとは思ってもいなかった。 「ある朝のこと、九州配電の大井寮にいる私のところに、会社 「ある朝のこと、九州配電の大井寮にいる私のところに、会社

のような口吻によく示されている。

の照会がなされていることを肌で感じていた。(ミリ」きのほか、各地方においても巧妙な会社の接触でレッドパージ「当時私は中央本部にいたが、先に述べた中部地方の労資の動

に、つぎのように書きとどめることができたのである。(それゆえに、最高検察庁次長検事は、八月二六日の「最高検日記)

全国的に平静であるものの如くである。(③)」了した。.....なお本日午後二時現在における電産の情勢は概ね「本日中央における電産の団体交渉において整理通告は無事終

別指令を拒否し、自ら電産の組織に残る意志を放棄した者、及一つの決意を持つ必要に迫られて来た。われわれは、過般の特「以上の経過から、ついに八月三〇日に至り中国地方本部は、

もとより、この一列だけにとどまるものでなかったことは、つぎ

はない。(ミシ」
の反対交渉を行なって来なかったし、今後も何ら関知する意志の反対交渉を行なって来なかったし、今後も何ら関知する意志回の首切りの対照となっているが、之れらの者に関しては何らび確認者の中でも拒否者と同じ行動をとって来た者の多くが今

いて検討することにしたい。にした「切り札」だったのである。そこで、次節では、この点につにした「切り札」だったのである。そこで、次節では、豪語を可能「特別指令」、これこそが共犯的な役割を果たさせ、豪語を可能

一、「特別指令」の特異性

抜き出してみよう。あった。そこで、この点についても、法廷証言から特徴的な部分をあった。そこで、この点についても、法廷証言から特徴的な部分をつかの問題点を指摘したが、それは二七日以後も基本的には同じできをに、八月二六日の状況について、法廷での証言をもとにいく

仕事をしている前田組の人夫まで動員して、そして、この電源 組合員を動員し、あまっさえ、当時下請の有名な、この辺でも で、発電所というのは、構内が広いし、水が流れていますから、 がでくるというような状態でした。(③)」(関東配電神奈川支店) がでくるというような状態でした。(③)」(関東配電神奈川支店) がいたところに、臨時に、杭を打ち有刺鉄線を張り、水圧鉄 をういうこともあると思いますが、ほとんど、今まで設備して でいったところに、臨時に、杭を打ち有刺鉄線を張り、水圧鉄 連絡するわけですね。そうすると、M・Pが駆けつけると、こ ましたので、まいりますと、直ちに会社側が、私の姿をみると ましたので、まいりますと、直ちに会社側が、私の姿をみると ましたので、まいりますと、直ちに会社側が、私の姿をみると

したわけです。(ミ゚)」(日本発送電関東支店干曲川支社)を防衛すると、こういう触れこみで、私らをシャット、アウト

りました。(w)」(関東配電神奈川支店高島通営業所) い散らしにくるという状態で、まったく、出入りは不可能になますと、サイレンを鳴らして、MPですか、警察でしたか、追ったく一歩も入れないで追いかえされるし、少しねばっておりっと一緒に支店に行ったわけですけれども、受付で、構内にまちと一緒に支店に行ったわけですけれども、受付で、構内にまりえば、健康保険の継続治療なんかの問題を、二、三の人た

をとっておりました。(※)」(関東配電埼玉支店)そこに柵をつくったり、あるいは立入りをさせないという態度られておりました。そして土建業者だと思われるような人達が、支店の入口には、くいが打れて、そこには立入り禁止の柵が作支でに次の日には、朝早くから前日とはうってかわり、埼玉

路を作って、そこを全部板でもって人一人しか通れないように思うんですけれども、出動しましたところ、バリケードがずっと会社のまわりに築かれちゃってるわけですね。それで入口がですが、そこの相当腕っぶしの強い人が数十人と、それから、ですが、そこの相当腕っぶしの強い人が数十人と、それで入口がとの人じゃない人間がずうっと私達が入るのを妨害しまして、それで組合の事務所として営業所の中の一小間を、これも板でもって真四角に囲っちゃいまして、醍醐組という土建屋かなんかなんですが、そこの相当腕っぶしの強い人が数十人と、それで入口がと会社のまりに築かれて組合の事務所として営業所の中の一小間を、これも板でもって真四角に囲っちゃいまして、と、説が入るのを妨害しまして、その人じゃない人間がずうっと私達が入るのを妨害しまして、その人じゃない人間がずっと私達が入るのを妨害しまして、そいないと、バリケードがずっとがですが、八月の末だったといったが、八月の末だったといったが、八月の末だったといったが、八月の末だったといいまかによって、そこを全部板でもって人一人しか通れないように通いないまりに、大小屋というにありますが、八月の末だったといいまかによって、

囲っちゃってあるわけです。(ミッン」 (関東配電大田営業所)

(関東配電群馬支店高崎営業所) (関東配電群馬支店高崎営業所)

の群像』の中に、数点にわたる指摘がある。での困難さの具体的状況について、前掲河西宏祐『聞書(電産のため、職場における反レッド・パージ闘争はきわめて困難であってあい、では、会社、警察、組合などによって地域的反共組織として電の場合は、会社、警察、組合などによって地域的反共組織としてこのように、被解雇者は職場に近づくことさえできず、日本発送

(戸畑発電所分会)、 占領軍はこなかったが、佐世保基地のガあたった。ビラまきや抗議行動をすれば、ただちに逮捕された時に、発電所に鉄条網を張り、アメリカ軍の二個分隊が警備に場に全然近づけなかった (大牟田発電所分会)、 パージと同場に全然近づけなかった (大牟田発電所分会)、 パージと同場に全然近づけなかった (大牟田発電所分会)、 パージと同場に全然近づけなかった (大牟田発電が出動してきたので、職

と決議している。
 「中でも首を切られたら、全員がこれとたたかう」と決議は「一人でも首を切られたら、全員がこれとたたかう」と決議は「一人でも首を切られたら、全員がこれとたたかう」と決議は「一人でも首を切られたら、全員がこれとたたかう」と決議は「一人でも首を切られたら、全員がこれとたたかう」と決議は「一人でも首を切られたら、全員がこれとたたかう」と決議は「一人でも首を切られたら、全員がこれとたたかう」と決議は「一人でも首を切られたら、全員がこれとたたかう」と決議は「一人でも首を切られたら、「職場大会で」という。

れている。
この点も、前掲『聞書『電産の群像』の中で、以下のように整理さる。だが、現実には抵抗的たたかいが厳然としてあったのである。散発的な抵抗さえほとんどなかったかのように思いこみがちであ以上のような厳しい事態を注視するとき、組織的抵抗はもとより以上のような厳しい事態を注視するとき、組織的抵抗はもとより

隊がついてきたが、職場にはいることができ、連日のビラ入れ警備がついてきたが、職場の仲間は黙認してくれたので自由に出きで中止(佐世保分会)。 当日、レッド・パージ反対の職場でで中止(佐世保分会)。 当日、レッド・パージ反対の職場ででも連日職場にはいった例(玉名分会)、 職場に柵をつくれでも連日職場にはいった例(玉名分会)、 職場に柵をつくれでも連日職場にはいった例(玉名分会)、 職場に柵をつくれでも連日職場にはいった例(玉名分会)、 職場に柵をつくれでも連日職場にはいった例(玉名分会)、 職場に間を警察ので、当日、職場の会員ので、当日、職場大会でストを再確認し、その後三日していたので、当日、職場大会でストを再確認し、その後三日にいたので、当日、職場大会でストを再確認し、その後三日に決定を関する。

(港発電所分会)、 社長宅を訪ねて、夫人に解雇の不当性を訴 以後も会社との下請関係をつづけている例(② (玉名分会)。」 えた例 (九州配電本店分会)、また社長宅の近所を、不当性を が、堀立小屋や、会社の宿直室に寝泊りして、毎日ピラ入れを していた例 (八幡営業所分会)、 勤し、その年一杯は働いた。それ以後も毎年、組合の定期大会 を約二ヵ月間つづけた例 (小倉発電所分会)、 勤し、以前と変わりなく仕事をしていた例 (宇の島火力発電所 訴えて歩いた例(福岡営業所分会)、(解雇後も毎日職場に出 くり、そこを根拠地にして、約一年間、毎朝ビラ入れをした例 て、本店に解雇反対のビラ張りをおこなった例 (九州配電本店 電所に宣伝に歩いた例 (宮崎分会)、 した例 (宮崎分会)、 電源工作隊をつくって、約一ヵ月間、 の指導もまったくないうえに、九月に追いうち解雇をもうけた の案内状をもらい、大会でのあいさつや、終了後の宴会に出席 会社と交渉して、電気工事店をもつことを認めさせ、 資材を会社からださせ、会社の門の外に事務所をつ 福岡との連絡はとれず、党 夜間、守衛の協力をえ 毎日職場に出 発

令」の問題である。 や」の問題である。 でいかなければならない。そこで、第一に考えるべきは、「特別指可能であったのかという間に答えるには、電産自体にそくして考えたる事実である。それにしても、なにゆえにかくも「やすやすと」すやすと「レッド」を組合組織の外に追い出したことも、また厳然のとはならなかった。そのかぎりでは、一片の解雇通告が、実にやのはならなかった。そのかぎりでは、一片の解雇通告が、実にやのとはならなかった。そのかぎりでは、一片の解雇通告が、実にやと電気事業を対象とするレッド・パージという盤石を揺り動かすもとはいえ、これらの抵抗闘争は、地域的で散発的な性格からして、

を丁寧に吟味することから始めよう(ポタ) まず、「特別指令」とは何か、ということである。 内容そのもの

争推進も期し得られない非常事態に直面している」。 という言葉ではじまる (傍点は引用者)。つまり、組織の危機という言葉ではじまる (傍点は引用者)。つまり、組織の危機という言葉ではじまる (傍点は引用者)。つまり、組織の危機といいう言葉ではじまる (傍点は引用者)。つまり、組織の危機といいが高いである。第一項は、「電産は組織上まさに非常事態に直面している」という言葉ではじまる (傍点は引用者)。つまり、組織の危機といいが、項に分れた、かなりの長文をが、項に対している」。 第一項は、「電産は組織上まさに非常事態に直面している」。

である」と宣告する。 と宣告する。 と宣告する。 と宣告する。 と宣告する。 このが、「民主的労働組合の立場」で が、 組織の有機的統一を保ちつつ、機関の指導的立場と責任を認めて、集中的に力を発揮」するのが、「民主的労働組合の立場」で が、 組織の有機的統一を保ちつつ、機関の指導的立場と責任を認 と回顧する。 ひるがえって、第三項では、「規約綱領と大会決定に 大学に違な」く、したがって「組織の破壊者たる日本共産党……に かび、組織の有機的統一を保ちつつ、機関の指導的立場と責任を認 である」と宣告する。

待する事はもはや出来ない」。したがって、「今後の電産の組織は以の事柄であり、この事を曖昧にして今後の電産の正しいあり方を期面している非常事態に対処して、先ず確認せられねばならぬ不可欠そして、第五項において、「以上述べた第三、四項は、電産が直

る、 必要な処置は中央本部が行う、というものである。 大会は九月に予定、 中央本部は、名簿を基礎に一切の執行に当日までに確認書を提出する、 この確認書を審査し、「組合員名簿」日までに確認書を提出する、 この確認書を審査し、「組合員名簿」五項を確認する組合員によって組織を維持し運営する、 八月一〇五項を確認する組合員によって組織を維持し運営する、 八月一〇二れにともなって、第六項で「非常事態収拾の為次の如く指令する」とを了解し同意する組合員によってのみ確立せられる」と高唱した。

ものを根底から改革することを意図したものである。要請するものであり、「再登録」と「審査」によって電産組織その見られるように、これは、「特別指令」による組合員の再登録を

の石川晃とされている(学。の石川晃とされている(学。の石川晃とされている(学の石川晃とされている(学の石川晃とされている(学の石川晃とされている)、指令」を貫いているのは、徹底した反共主をれにしても、この「指令」を貫いているのは、徹底した反共主

産中国本部にいた小川照男は、つぎのように証言している。まず、「特別指令」なるものが生れるきっかけについて、当時電の結着になったのか。いくつかの疑問が提起されても当然であろう。電産内部でなにがあったのか。 なにゆえに「特別指令」という形でこれほど重要な意味をもつ「特別指令」が発せられるまで、一体

見(長谷川浩の誤りか?)が、関西の鉄鋼関係の労働者を動員良大会での共産党の暴力事件です。あのときは共産党の袴田里「あれのきっかけになったのは、一九五〇(昭和二五)年の奈

私も同じ意見だった。しかし現地でもった対策会議の雰囲気は、 わけじゃないんだから、ということで藤田進氏も説得するし、 組合をつくろうなんていうのはいかん、組合がソヤになってし 悪だと思っていたから、それはいかん、むこうが悪いのに別の くろうという話がでてきたんです。 当時は、組合分裂は最大の 、、、、ったらもう共産党とはいっしょにやれないから、別の組合をつったらもう共産党とはいっしょにやれないから、別の組合をつ にしようといった。 そうしたら東北の民同の連中から、こうな うとう私がここはもう引きあげよう、大会は延期して別のとき らというので、説得をかさねて三日間がんばったんですが、と ばり強い性格だし、自分が委員長になってはじめての大会だか が開けなかったんですね。当時、藤田進氏が委員長で、元来ね 中から追い打ちがかかることをこわがったのか、とにかく大会 けなかった。その前の別府大会で共産党が負けたから、またな して乗りこんできた。 大会場の真ん中に坐りこんで、大会が開 からの要請のほうが強かったので、その会議は打ち切って東京 みんな頭に血がのぽっているし、別の組合をつくるという右派 まう。どのくらい共産党がいるかは知らないが、そんなに多い にかやられると思ったんでしょう。 あるいは東北の反共的な連 へ帰ったんです。(※)」(傍点は引用者)

産を割るわけにはいかない、こちらから出るようなことはしない、小川は、「われわれ中国地方本部の立場は、基本方針としては、電は、そこから、なぜ「特別指令」が出てくるのか。この点について、がもちあがったこと、小川証言は、以上の点を明白にしている。でったこと、このため東北の「民同派」から「別の組合」をつくる話ったこと、このため東北の「民同派」から「別の組合」をつくる話った五〇年五月の奈良大会が、「共産派」の暴力事件で流会となー九五〇年五月の奈良大会が、「共産派」の暴力事件で流会とな

と証言している(傍点は引用者)。 と証言している(傍点は引用者)。 と証言している(傍点は引用者)。 と証言している(傍点は引用者)。 と証言している(傍点は引用者)。 と証言している(傍点は引用者)。 と証言している(傍点は引用者)。 と証言していかないで、より多数の人々とというで、固定した態度をとるというのではなかった。「だから中国とが主で、固定した態度をとるというのではなかった(学)」と証言す他の地方の人たちと折り合うにはどうすればよいか、という方法論

です〜〜」。

です〜〜」。

は合き割らない、こちらからは出ていかないというまです〜〜」。

は合きでするかぎり、逆に組合の決定に従わない人たちに出ている線を固守するかぎり、逆に組合の決定に従わない人たちに出ている線を固守するかぎり、逆に組合の決定に従わない人たちに出ているない。

です〜〜」。

ように語っている。一九七九年の聞き取りである。の張本人だという証言もある。「共産派」の藤川義太郎は、つぎの会で指導部の多数派獲得に成功した「民同派」こそ、奈良大会流会本的に明瞭になったと言えよう。しかし、一九四九年五月の別府大「特別指令」が出てくるきっかけと経緯は、小川証言によって基

人たちにいわせれば、われわれが暴力を振るって会場を占拠し「一九五〇年五月の第五回大会 (奈良) が流会したが、民同の

なかった。﴿﴿) (傍点は引用者)に着いて、なんでこんなことが起こったのだろうとよくわからにボヤッとしている人間は、乱闘騒ぎのあとからノコノコ会場ドをつくって入れなかったからだということになる。私のようたというが、われわれからいえば、民同が会場入口にバリケー

いる。「関書・電産の群像」の中では、やや違った見解を証言してろが、『関書・電産の群像』の中では、やや違った見解を証言して、藤川自身は「乱闘騒ぎのあとから」会場に入ったのである。とこ

(愛)」(傍点は引用者)
「たしかに長谷川浩はきていましたが、われわれが会場に乱入いたしかに長谷川浩はきていましたが、本当は会社側のすることを決めてきたというのは民同右派の、本当は会社側のすることを決めてきたというのは民同右派の、本当は会社側のすることを決めてきたというのは民同右派の、本当は会社側のすることを決めてきたというのは民同右派の、本当は会社側のでは、 しいに長谷川浩はきていましたが、われわれが会場に乱入

れ、こちらが追い出されたんですからね。(ॷ)」 で多少の小ぜりあいはしたでしょう。結局は、共産党に占領さいチマキしめて、旗をかついでやってきたら、だれだって入口「それは、ワッショイ、ワッショイといって何百人というのがところが、藤川証言に対する小川証言はこうである。 会場に遅れていったのは、なにも知らなかったからで、党員会議会場に遅れていったのは、なにも知らなかったからで、党員会議

について、藤川は注目すべき証言をしている。 小川のこの証言には直接には答えていないが、「 共産派」の内情

「大会に修正案を出せば向こうのほうが人数が多いから敗ける「大会に修正案を出せば向こうのほうが人数が多いから敗ける」、一種の敗北感が出てきたわけです。……本当は大会のという、一種の敗北感が出てきたわけです。……本当は大会のという、一種の敗北感が出てきたわけです。……本当は大会のとればいいんです。(⑤)」

言にきわめてリアルに表明されている。って騒いだことを率直に認めている。その騒ぎの模様は、藤田進証かわらず言うことを聞かない連中がいて、「民同右派」の挑発にの「共産派」としては、反対に大会出席を決めていたこと、にもか

二日目は会場に坐りこんで、占拠したままです。一日目は会場に坐りこんで、咨日出ていってみたら、もうすでにで、奈良の他へ疎開して、翌日出ていってみたら、もうすでにのチャンバラです。私は青年行動隊に助けられて、裏道から強た。場内の電気を消されて、演壇の上はもう大変ななぐりあいた。場内の電気を消されて、演壇の上はもう大変ななぐりあいた。受付の机なんかひっくりかえしてのりこえて、ダーッと会た。受付の机なんかひっくりかえしてののこえて、ダーッと会に関西の日雇いの連中を大量に送りこんできて、会場を占拠し

そのうちにこっちの青年行動隊が『委員長なにやっとるか。こ

とにかく話し合いをしようじゃないか、といってもきかない。

会にしたんです。﴿⑤」
わけには行かないし、もう大会の継続はムリだ』というので流わけには行かないし、もう大会の継続はムリだ』というので流各地方ごとに何人か呼んで打ち合わせた結果、『警察を入れるこれまた力ずくで、私を会場から連れだすわけですね。結局、んな連中相手に話したってわかるわけない。ムダだ』といって、

つぎのように語っている。 この過程についての唯一の証言は、小川証言である。小川は、である。しかも、肝心の「特別指令」方式になる過程は不分明であージにわたって詳細に叙述されているが、一定の資料批判が不可欠北電労一〇年史』(東北電力労働組合本部、一九六〇年)に二〇ペープにの過程は、「民同派」の運動史『不滅の炬火をかざして 東

つくろうという主張でしたね。(ミン」東北の連中はそんな手ぬるいことじゃしょうがない、別組合をう、ああいう『特別指令』をだすことになった。そのときも、議した。東北からは三、四人きていたでしょう。そこでとうと議 中国電力の寮が麻布にあって、そこへ民同の代表を集めて協

した (S) 藤田案については、その全体はさだかではないが、藤田っていたため、結局四人の起草者の話し合いの結果、石川案に決定て 東北電労一〇年史』に詳しい。それによれば、藤田委員長案に執心していた様子はリアルである。そして、「特別指令」の起草に執心していた様子はリアルである。そして、「特別指令」の起草に執心していた様子はリアルである。そして、「特別指令」の起草に執心していた様子はリアルである。そして、「特別指令」の起草に執心していた様子はリアルである。そして、「特別指令」の起草に執心を講の形式も明確でないが、察するところ「民同派」によ日時も会議の形式も明確でないが、察するところ「民同派」によ

自身はつぎのように証言している。

で結局、極右という字句は『特別指令』から消えている。な動きがありましたからね。しかし、どうしてもこれは決まらがのまない。……当時すでに、右派による分裂を指向したようが、どうしてもこれは、東北の『みどり会』という右派の連中が、どうしてもこれは、東北の『みどり会』という右派の連中「私の原案では極右、極左を排除するというのを出したんです

右」の削除が取り引きとなっていたことがわかる。 「民同右派」が別組合の策動で揺さぶりをかけていたこと、「極

で 一五対五の票差で決定となった。前述の「民同派」の運動史『不滅の炬火をかざして 東北電労一〇年史』によれば、この同じ日、 原会には、左派大衆を動員し、圧力をかける」という点である。 員会には、左派大衆を動員し、圧力をかける」という点である。 はた紹介しておこう。ポイントは、「一〇日に行われるので、重要なれば、偽文書と断定する根拠は乏しいように思われるので、重要なれば、偽文書と断定する根拠は乏しいように思われるので、重要なれば、偽文書と断定する根拠は乏しいように思われるので、重要なれば、海実上この石川案は常任委員会決定として直ちに実現されば、事実上この石川案は常任委員会で対するという点通しに立っていたのである。そして、もし「実現」の意味は、指令到達の妨害と登録阻止を「具体的な闘い方」としたときには、指令到達の妨害と登録阻止を「具体的な闘い方」としたときには、指令到達の妨害と登録阻止を「具体的な闘い方」としたときには、指令到達の妨害と登録阻止を「具体的な闘い方」としたときには、指令到達の妨害と登録阻止を「具体的な闘い方」としたときには、指令到達の妨害と登録阻止を「具体的な闘い方」としたときには、指令到達の妨害と登録阻止を「具体的な闘い方」という点である。そして、もし「実現」のだいるは、おいのである。そして、もし「実現」のだいます。 してうち出していた。

別指令」が提案された。結局、「統一左派」は退場したため、流会七月一〇、一一日の両日開かれた中央執行委員会の最終日、「特

ついて、つぎのように述べている。「いたった。「民同派」は、決定方法の正当性と「指令」の意義に「共産派」四人は欠席した。そのなかで、「特別指令」が決定されるた。事態収拾のため翌一二日に開催された常任執行委員会には、となり、「爾後の措置は中央常任執行委員会があたる」ことを宣し

「電産の特別指令は、大会と中央執行委員会が流会したとはいて電産の特別指令は、大会と中央執行委員会が流会したおい。 混乱した非常事態に鑑み、現在ある組を糾合したのでもない。 混乱した非常事態に鑑み、現在ある組を糾合したのでもない。 混乱した非常事態に鑑み、現在ある組を糾合したのでもない。 混乱したが えた独自に組合代議員 で電産の特別指令は、大会と中央執行委員会が流会したとはい

これに応じないもののみを排除すれば十分である」と新しく提案した、中央執行委員会、中央大会の流会戦術の中止の確約』を求め、ような形式的な機関決議を経たからといって直ちに指令化してよいは、「この諸を経ているが、電産を根本からゆるがす問題がこの熱行委員会の議を経ているが、電産を根本からゆるがす問題がこの執行委員会の議を経ているが、電産を根本からゆるがす問題がこの就と共に』は、「この指令は当時の最高執行機関である中央常任の旗と共に』は、「この指令は当時の最高執行機関である中央常任出されている。たとえば、坂本貞一郎『回想電産小史 電産東北出されている。たとえば、坂本貞一郎『回想電産小史 電産東北出されている。たとえば、坂本貞一郎『回想電産小史 電産東北出されている。たとえば、坂本貞一郎『回想電産小史 電産東北出されている。たとえば、坂本貞一郎『回想電産小史 電産東北出されている。たとえば、坂本貞一郎『回想電産小史 電産東北出されている。たとえば、坂本貞一郎『回想電産小史 電産東北出されている。

ぎの感はまぬがれない」と厳しく指摘している㎝。くり強行した常任部の過熱振りは、その気持は判るにしても行き過たうえで、「後日、同志の中からも批判を生むような指令案文をつ

していたのである。 していたのである。 していたのである。 いちおうとったが、まだまだ共産党のほうが組織力がありましたかのときこっちが分裂していたら少数派になりますよ。中央本部こそている。しかし、そうせざるをえなかった理由はあるとして、「あ共産党員では、そんな確認証は出せんでしょう」と同情的に回想し共産党員では、そんな確認証は出せんでしょう」と同情的に回想し、川照男も、「指令」が「踏絵」同然だったことを認め、「当時の小川照男も、「指令」が「踏絵」同然だったことを認め、「当時の

州でも一部に、同種の動きがある。 州でも一部に、同種の動きがある。 州でも一部に、同種の動きがある。 別である。明らかなように、関東と関西に未確認者が圧倒るの結果、八月二九日の最終締切日までの確認書提出者は一一万二年の結果、八月二九日の最終締切日までの確認書提出者は一一万二年北、中国の六地方以外は、その対応に戸惑いをみせたという(ミッ)。 東北、中国の六地方以外は、その対応に戸惑いをみせたという(ミッ)。 東北、中国の六地方以外は、その対応に戸惑いをみせたという(ミッ)。 東北、中国の六地方以外は、その対応に戸惑いをみせたという(ミッ)。 東北、中国の六地方以外は、その対応に戸惑いをみせたという(ミッ)。 東北、中国の六地方以外は、その対応に戸惑いをみせたという(ミッ)。 東北、中国の六地方以外は、その対応に戸惑いをみせたという(ミッ)。

表 3 「審査」の地方別該当者数

確認者中の特別な者につ

いて「民同派」の運動史は何も語っていない。

他方、「特別指令」に反対する「共産派」は、

早くも七月六日

いて、「最終審査」を行ない、

除名」も「権利停止」も、

中部が圧倒的に多いが、このことについ、最終的には表3のように決定した。

して、「特別指令」の未確認者、拒否者、

つぎに、「審査」について。 中央本部は、資格審査委員会を設置

地方		除名	権利停止	計
北洋	事道	32	4	36
東	北	55	22	77
関	東	0	21	21
北	陸	2	5	7
中	部	87	55	142
関	西	49	49	98
中	玉	5	2	7
四	玉	8	1	9
九	州	72	1	73
Ì	†	310	160	470

表 2 と同じ出典、384ページ。

表 2 「特別指令」の地方別確認数

地方		組合員総数	確認数	未確認数	確認率
北洲	与道	6,014	5,955	59	98.9
東	北	15,520	15,221	299	98.7
関	東	18,746	11,261	7,485	60.0
北	陸	7,588	7,567	21	99.7
中	部	19,102	18,830	272	98.5
関	西	22,803	15,962	6,841	69.9
中	玉	12,638	12,581	57	99.6
四	玉	6,839	6,698	141	98.5
九	州	18,835	17,928	907	95.1
i	it	128,085	112,003	16,082	87.4

『不滅の炬火をかざして 東北電労10年史』 (東北電力労働組合本部、1960年) 382ページ。

あった(ミッ)。また、機関として反対を表明したのは、関東および関 極東委員会の労働組合に関する一六原則、労働組合法、そして憲法 という呼びかけを発表した(**)。 さらに、七月二五日には、藤原近 と産報化に絶対反対し」、「中央民同による再登録を断乎拒否」する があったと「民同派」の運動史は記している^w。 西の両地方本部であり、一部で確認書の焼却、確認者への脅迫など に違反するゆえ、中央執行部の職務執行停止を求めるというもので 停止仮処分申請」が出された。要点は、特別指令はポツダム宣言: 男元中央執行委員ら三〇人によって、東京地方裁判所に「職務執行 電産全国統一代表者会議」を結成し、「特別指令による組合の分裂

る他方では、「このような見方は真相を知らざるもはなはだしく、 指令」自体に問題があったことを認めている。 ように評価すべきであろうか。この点、小川照男の証言は、「特別 る ⑶」といった応酬がなされている。はたして、今日では、どの むしろ故意に事実に眼を覆い、中傷誹謗をこととしていたものであ で早くから「経営側の解雇通告に先立っておこなわれたレッド・パ ジの実効をもち云々´♡」といった厳しい評価がうち出されてい 以上のような問題点と経緯をもつ「特別指令」については、一方

ようなことはしない、ということですが、あとから考えれば、 がクビを切った』ということになるんでしょうが。 ハンコを押 れば『組合員と認めんといやあ、解雇じゃないか。だから組合 それ自体にも問題があったと思います。(ミシ) れば組合員ではないんだから、その者のために組合がたたかう **した者を首にすれば反対闘争もする、しかしハンコを押さなけ** 当時はユニオン・ショップだったからね。共産党からいわせ

> ということでしょうね」と、結局小川は「共産派」の側に非がある すかい。」。 狙っていたところへ、共産党がひっかかったということではないで ように符合していました。 ちょうどGHQの動き、経営者の動きが 産党も一番まずい戦術をとっていた盛りで、うまく逆手をとられた ことを前提とする。「時間的にみれば、GHQといっしょにやった しかし、「あの一番大変な時期に、火炎ピンを投げたりして、共

する。坂本の主張は、名指しされた一人一人について吟味すること が、特別指令 、と、レッドパージ 、の違いをはっきり区別して下部 の点は一応了承できる」としながらも、「中央、地方等の上級機関 ものは、組合としては救援対策は行なわない方針だったようだ。 こ 及したものがある。坂本貞一郎の『回想電産小史 の闘争を指導しなかった点は、私は上級機関の人々の、思いあがり 本部は、特別指令の未確認者及び同調者としてリストアップされた を求めているのである。具体的には、つぎのように提案していた。 と共に』がそれである。坂本にいわせれば、「 少くとも当時の中央 **』であり、電産史上に残された大きな汚点だと思っている」と批判** ところが、「民同派」の運動史の中でも、電産指導部の責任を追 **「私どもは、当時、秋田県支部において、レッドパージに対す** る組合のとる態度としてつぎのことをきめていた。 特別指令の未確認者で、除名に該当すると思われる者につ

137 (56)

会社の説明をきき、全部洗い直す。 確認者の解雇は絶対反対する。その個々の理由について、

いては、反対闘争は行なわない。

不足を反省し処置する。

○人にのぼる。 地方別に算出してみると、表4の通りである。九地方の合計で九九いた」のである。ちなみに、「除名数」と「整理人員数」との差をということであり、しかもそれは「中央本部の態度であると信じて要するに「組合員としてかかえている人は、一人も馘首させない」

準備を進めている最中に、東北地方本部から指令があ」ったのであ分会の責任者から意見をきき 個別洗い直し の団体交渉にのぞむところが、「私どもがこの申し入れを会社に対して行ない、至急、

している。

「結局、組合員一三万人のうち、これを拒否したのは約二万人

るをえないであろう。この「特別指令」がレッド・パージ闘争に与いたがってそのための努力もしなかったかぎりでは、「特別指令」の意見も聞かずに、地方本部が不意に馘切り反対闘争を打切るというものである。にしかに、表4から明白なように、かりに題にしているのである。たしかに、表4から明白なように、かりに題にしているのである。たしかに、表4から明白なように、かりに題にしているのである。(③)」というものである。この点では、坂本の主張には十分根拠があり、本来「特別指令」の真の目的を「警告・権利停止・分根拠があり、本来「特別指令」の真の目的を「警告・権利停止・分根拠があり、本来「特別指令」の真の目的を「警告・権利停止・分根拠があり、本来「特別指令」の真の目的を「警告・権利停止・分根拠があり、本来「特別指令」がレッド・パージ闘争を打切るというものであった。そのようにしようとする意思も示さず、「除名者」に限るべきであった。そのようにしようとする意思も示さず、「なって、国体を問意見を全く聞かずに、地方本部が不意に馘切り反対闘争を打切るというに関係を表す。

回る「整理人員」数				
地方		(b)-(a)		
北海道		20		
東	北	203		
関	東	390		
北	陸	24		
中	部	51		
関	西	150		
中	玉	47		
四	玉	52		
九	州	53		
計		990		

(a)は除名数 (b)は整理人員数 表1および表3参照。

₹4 「除名」数を大きく上 回る「整理人員」数

三、裁判闘争の特異性

加担していたのである。

「特別指令」は、このように「異様な雰囲気」づくりにも大きく

くるわけです。(※)」(傍点は引用者)

た。そうすると、異様な雰囲気が職場のなかにずっと拡がってなわれたのではない。当時、国鉄では下山事件というのがあっによる『組合員再登録』は、組合員が平静な状態のなかでおこわれわれのほうは孤立してしまった。しかも、この『特別指令』にすぎなかった。これをきっかけに職場のなかが大きく分裂し、

内容は一緒くたにして処理する結果になった、この 事実 に「 特別指令 と レッドパージ を口先だけ分離を主張して、ージ闘争の失敗について、厳しい自己批判を行なっている。 前節最後に引用した坂本貞一郎『回想電産小史』は、レッド・パ

えた大きなマイナスの影響について、前述の藤川義太郎はこう証言

きく開いたことになったのである。○○」ドパージ闘争の失敗こそが、後日、御用組合への転落の道を大合への信頼を見限り、会社依存の方向に転換していった。レッない。そして、もっとも不幸なことは組合員がこれを機会に組対して『地方本部の非は、即ち私の非』と深く反省せざるを得対して『地方本部の非は、即ち私の非』と深く反省せざるを得

ったからである。 可しなかった。理由は、他の地方本部がストを打つ態勢になか可しなかった。理由は、他の地方本部がストを打つ態勢になか九州地方本部のスト要請にもかかわらず、中央本部はこれを許見送ることは、組合の存在価値が失われ全組合員の信頼を失う。これに反対して抵抗するのは当り前の話である。殊更にこれを「会社は一方的理由で夥しい組合員に解雇を通告した。組合が同主旨の文章は、神山清喜『電産闘争私記』にも見られる。

である。○□」(傍点は引用者)日、御用組合への道を走る、不幸な結果へと展開していったのする信頼を見限り、会社依存の方向へ大きく転換していき、後このレッドパージに対する組合の失敗は、組合員が組合に対

問題である。

部に対しては「実力行使が無理であっても、なぜ組合の手で法廷闘もっと親身になって闘わなかったか」と疑問を呈し、とくに中央本ってくる。坂本は「占領軍の絶対権力を背景とした資本が、強腰で解雇無効を主張して裁判に訴えた原告らのたたかいの困難性に関わえなかった蓋然性を示している。そして、このことは、なによりもだ・パージによる被解雇者たちが、その悲劇性を全身に受けざるをド・パージによる被解雇者たちが、その悲劇性を全身に受けざるをの画期として認識している。ということは、とりもなおさずレッ坂本も神山も、ともにレッド・パージ闘争の失敗を御用組合化へ

ある。 争をしてやれなかったのか」と非難している (トン)。まことに至言で

約書」を締結している事実、これらの事実をどう認識するかというなりの人たちが提出している事実、また一九五一年九月に「示談契大阪地方裁判所関係では、占領下に「和解」しているという事実、と新会社の継承性が、裁判の形式として発足した。したがって、旧会社成政策によって、一九五一年五月、解体されるとともに、分割・再成政策によって、一九五一年五月、解体されるとともに、分割・再成政策によって、一九五一年五月、解体されるとともに、分割・再成政策によって、一九五一年五月、解体されるとともに、分割・再成政策によって、一九五一年五月、解体されるとともに、分割・再成政策によって、一九五一年五月、解体されるとともに、分割・再成政策によって、一九五〇年八月三〇日付で「退職願」をかなりの人たちが提出している事実、これらの事実をどう認識するかという事実、は明治教判所関係では一九五〇年八月三〇日付で「退職願」をかない問題性をかかえている事実、これらの事実をどう認識するかという事実、には明治の主に、対している事実、これらの事実をといる。

位業員として待遇され、即日被告の従業員たる地位を取得したのでは「包括継承」している。すなわち、東京電力は、設立と同時に法配電という旧会社から資産と雇用関係を実質的に継承し、実体的にればこうである (m)。 新会社である東京電力は、日本発送電と関東東却するという形である。東京地裁関係の原告側の論旨は、要約す度を露骨に示している。つまり、形式的理由で門前払いし、請求を度を露けて、訴訟の有効性で決着をつけようという裁判所側の態ニとを避けて、訴訟の有効性で決着をつけようという裁判所側の態第一の新会社への継承性の問題は、レッド・パージの是非を争う

カードや従業名簿に記載されていない原告らは、新会社東京電力の人事人事カードに記載されたもののみを継承した。それゆえ、これらの人事みを特定する方法で引継いだのである。具体的には、関東配電ではしたがって「包括継承」ではない。雇用関係も継承さるべきものの利義務を出資または譲渡によって個々的に取得したものであって、電力は、再編成令により新規に設立された会社であり、旧会社の権電力は、再編成令により新規に設立された会社であり、旧会社の権電力は、再編成令により新規に設立された会社であり、旧会社の権

張をも展開している。ついての判断を求めて、上告理由の中ではつぎのような仮定的な主にのような被告の論旨に対し、原告側は、すすんで解雇の効力に

従業員としての地位を取得していない。

「仮に (イ) 旧会社たる関配および日発が特別の意思表示により留保したことにより上告人らが承継または新規採用の対象かり留保したことを理由とするか、あるいは正当かつ活発な組合活動をしたことを理由とするか、あるいは正当かつ活発な組合活動をしたことを理由とするか、あるいは正当かつ活発な組合活動をしたことを理由とするか、あるいは正当かつ活発な組合活動をしたことを理由とするか、あるいは正当かつ活発な組合活動をしたことを理由とするか、あるいは正当かつ活発な組合活動をしたことを理由とするか、あるいは正当かつ活発な組合活動をしたことを理由とするか、あるいは(ロ) 被上告人(会社側)り留保したことにより上告人らが承継または新規採用の対象かり留保したことにより上告人らが承継または新規採用の対象かり留保したことにより上告人らが承継または新規採用の対象かり留保したことにより上告人らが承継または新規採用の対象かり出ていても無効である。」

告を棄却した。 しかし、最高裁は、この点についての司法判断を示さないまま上

たことを書くにとどめたい。ここでは、そのような上告理由を最高裁が一顧だにせず一蹴し去っわたるので、ここに要約的に示すことは不可能に近い。したがって、が、原告らは心血を傾けて上告理由を作成した。その論旨は多岐に既成の効力を覆すことは、現行制度のもとでは容易なことではないのぎに、第二の和解、退職願、示談契約書の問題である。これら

であろう (で)。

まじに

しておかなければならない。とこおかなければならない。とこまでも電産レッド・パージ解明の一部でしかないことをお断り旨を導き出すこともできたかもしれない。その意味では、本稿は、ついても、もう少しましな整理ができるならば、あるいは違った論の多さに、研究者としての力量不足を痛感せざるをえない。証言に分析のメスを加えてきた。かえりみて、不分明のままおかれた問題分析のメスを加えてきた。かえりみて、不分明のままおかれた問題分析のメスを加えてきた。かえりみて、不分明のままおかれた問題分析のメスを加えてきた。かえりみて、

ないものである。 はとんど手探りの状態である。その意味では、本稿も試論の域を出わけではない。少なくとも本稿が対象とした時期についていえば、うにして明らかにすべきかという方法と手段を十分に確立しているしかし、現代の歴史学は、ある歴史的時期の社会的雰囲気をどのよ社会的雰囲気そのものを明らかにしていく手立てが不可欠となる。立場から問題にしていく以上は、(75)の註記でもふれたように、立場から問題にしていく以上は、(75)の註記でもふれたように、

注

- (中央公論社、一九五七年)、三ページ。 電産争議』(1) 労働争議調査会『戦後労働争議実態調査 電産争議』
- (2) 同上、三三ページ。
- で、「電産」につぐのは、石炭の二、〇二〇人である。ば、一〇〇〇人以上は、「電産」、石炭、化学、鉄鋼の四産業理一覧表」(『資料労働運動史』昭和二五年版、所載)によれ(3) 労働省調査一九五〇年一二月一〇日の「民間産業赤色追放整

関係極秘公文類集』(一九八四年)に所収されている。 関係極秘公文類集』(一九八四年)に所収されている。 である。なお、この書で「最近入手した未発表の資料」と書である。なお、この書で「最近入手した未発表の資料」と書いかれて二〇ページあまり論究しているのがほとんど唯一介をかねて二〇ページあまり論究しているのがほとんど唯一である。なお、この書で「最近人工」にある。

いことを付言しておきたい。 いことを付言しておきたい。 は、本稿で利用した資料は、河西宏祐『聞書・電産のなどに限られている。回想録など多くの公刊書が利用されてい 宮刊、一九八三年)、『一九五〇年八月二六日 電産レッド・室刊、一九八三年)、『一九五〇年八月二六日 電産レッド・京・部資料 解説および目録』(千葉大教養部社会学研究 かった 本稿で利用した資料は、河西宏祐『聞書・電産の群また、本稿で利用した資料は、河西宏祐『聞書・電産の群

- 二五年版、二三一から二三二ページ。(5)「中央交渉」については、労働省編『資料労働運動史』昭和して、3~(111))では、1110円でありません。
- 以下に紹介しておこう。 項目にわたる「不適格者判定基準」が明示されているので、(6) 電気事業経営者会議による「人員整理実施要項」には、一四
- スト実施を主張する者「一、組合関係その他の集会席上に於て違法な又は不当な停雷
- 必要に批判しまたは従わない者二、会社または所属事業場における既定の業務運営方針を不
- 四、平素職場規律を軽んずる樣な言辞を弄し又は之に違反す三、暴力を行使し、或は暴力を肯定する樣な言葉を弄する者

る行動のある者

で、つき共同して謀議した者(この件については法廷対策上必っき共同して謀議した者(この件については法廷対策上必することなくストライキ、その他の争議行為をなすことに五、下部機関が上部機関の指令に違反し或は上部機関に連絡

反抗的圧迫的行動をなした者自の立場に立って単独でまたは集団をなして会社側に対し六、当該事業組合機関の指令に違反し或いは指令をまたず独

当な維持または運行を妨げた者七、争議行為に於て当該事業場における安全保持の施設の正七、争議行為に於て当該事業場における安全保持の施設の正

九、職制に対し作為的に中傷誹謗を行った者八、会社の運営に関し真相を歪曲して煽動宣伝した者

的煽動的言動をなしたものに対して暴力を行使しまたは暴力行使を予言するなど脅迫一〇、会社との団体交渉その他のあらゆる行為に於て会社側

伝扇動した者一二、政治スト又は法令無視の争議行為を企て共謀し又は宣一一、政治スト又は法令無視の争議行為を企て共謀し又は宣一一、会社の施設機械又は文書等の破壊、隠匿等をなした者

集合行動を共にしている者」「四、疎明事実は薄弱であるが、前記各項該当者としばしばいたる交渉の続行を強要し又は会社側を不法に監禁した者「三、会社との団体交渉に於て甚しく常規を逸して長時間に

ある。以下の通りである。て「疎明資料」を作成する「要領」が明文化されている点で、京明資料」を作成する「要領」が明文化されている点でさらに興味深いことには、この「不適格基準」にもとづい

「疎明資料作成上の要領

これに即応するように事実を叙述しかつ証拠の整理をなすー、整理基準の第何号に該当するかを、先ず適格に把握し、

果を期することはさける事一、徒に該当事由を誇大化し、又は形容詞を用いて表現の効

れを証明するものも「誰であるか」という事を念頭に於て三、疎明は「何時」「誰が」「何処で」「何を行い」、且つ又こる事になり、法廷対策上不利であるから特に留意すること立証を以って殊更に基準に該当させようとした印象を與え右は立証の段階に到って行きづまり、又は僅少な事実の

その署名捺印者の提出をも代える事が出来ること四、証人は必ずしも法廷への出席を必要としないのであって、

作製すること

いうように、なるべく被整理者により関係深いものを選択五、証人(証明書を含む)は、部長課長より係長より同僚とその署名捺印者の提出をも代える事が出来ること

六、疎明資料には、ある行為がいかなる社規、通牒、することによって、効果を増すものであること

達 達示等

を添付すること

に違反するかが問題となる時は、その社規、通牒、

対して注意を與えているならばその旨方法、回数などを明七、同種の行為が反覆、累行されている時は、上長がこれに

記すること

與えなかった時はその理由 (例えば本人を探してもいつもなお注意を與えた時の本人の態度、改悛の程度、注意を

て注意せしめたならば、その事例等も出来る丈記載するこ 居ないなど)、又は直接與えなかったが係長又は同僚をし

八、疎明資料に社内限りの用語(例えば能力給、 を使用する場合には、これが如何なるものであるかを第三 考査表等)

者に判然と解る様註訳を加えること 証拠資料としては証言による事実の立証を第一とし、更

るものは出来るだけ用いること」 に既往に於て作製せられている報告書、 考査表等認定し得

七七一~七七二ページ) (法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』第二四集:

東京八・二六会編『一九五〇年八月二六日 電産レッド・パ

ージ三〇周年記念文集』第二篇資料篇、一三ページ(昭和三 九年三月三日第二回足立長太郎の証言)

7

- 8 同上、四八ページ(昭和四〇年一一月一二日 義太郎の証言)。 第七回 藤川
- 9 同上、五〇ページ(昭和四一年一〇月一三日 田皐三の証言)。 第二二回 藤
- 10 同上、七六ページ(昭和四二年一〇月二〇日 島晃良の証言) 第一四回 松
- 11 四回 同上、八三、八五の各ページ(昭和四二年一〇月二日、 益子純一の証言)。 第一
- 12 同上、一〇三ページ(昭和四三年二月一日、 第一五回 清水
- 13 同上、一二九ページ(昭和四三年九月一九日 第一六回

岡

部彦雄の証言)

14 同上、一三八~一三九ページ (昭和四三年九月一九日 押山誠司の証言)。 第一

- 15 同上、一六五ページ(昭和四四年一月二〇日 口豊の証言)。 第一七回 Щ
- 16 同上、一九二了一九三ページ (昭和四四年四月一六日 八回 真庭卯平の証言)。 第一
- 17 河西宏祐『聞書 電産の群像』(平原社、一九九二年)、三〇
- 18 前掲『一九五〇年八月二六日 電産レッド・パージ三〇周年 四~三〇五ページ。

記念文集』第二篇資料篇、一九四ページ(昭和四四年四月一

- 六日 第一八回 真庭卯平の証言)。
- 19 同上、五~六ページ(昭和三九年三月三日 所蔵されている (詳細は河西宏祐 『 電産中央本部資料」 『電 太郎の証言)。なお、この「ノート」は、「 渡辺メモ」と題し 電産関係の諸資料とともに日本労働研究機構・研究所に 第二回
- 20 河西宏祐、前掲『聞書 会学研究室、一九九九年、一九ページ参照)。 産地方本部資料」解説および目録』早稲田大学人間科学部社 電産の群像』、三七二~三七三ペー
- 21 藤田友次郎の大坂高等裁判所における証言 (一九七九年五月 もって』(一九八〇年)、三六ページに所載されている。 一日)の一部は、電産関西不当解雇反対同盟『電産の旗をま
- 22 働組合、一九六〇年)、四一七ページ。 『不滅の炬火をともして 東北電労十年史』(東北電力労

- (3) 高倉金一郎編『レッドパージ関係極秘公文類集』(一九八四
- 文書がある」(同上、六九ページ)としている。八四年)では、「会社側によって作成されたとみられる極秘を引用した塩田庄兵衛『レッドパージ』(新日本新書、一九(24) 編者は、同上書の中で「警察関係」と分類しているが、これ
- (25) 同上、八三~九七ページに所収。
- 七年)、一二四ページ所載。経連事務局『レッド・パージの経過並に関係資料』(一九五(26)) 「民間産業労使代表とエーミス労働課長との会見要旨」、日
- (27) 同上、一四五ページ。
- (8) 神山清喜『電産闘争私記』(論創社、一九八一年)、六九ペー
- (29) 同上、七三ページ。
- (3) 高倉金一郎編前掲書、九八~九九ページ。
- (31) 労働省編前掲書、二三三ページ。
- 六二年)、二七七ページ。(32) 筒井時雄『電産中国労働運動史』(電産中国地方本部、一九
- 第二回足立長太郎の証言)。(3)東京八・二六会編前掲書、一七ページ(昭和三九年三月三日)
- (34) 同上、七七ページ(昭和四二年一〇月二〇日第一四回松
- (35)同上、八六ページ(昭和四二年一〇月二日第一四回益子)
- 〔36〕 同上、九二~九三ページ(昭和四二年一〇月二日)第一四回

井上初太郎の証言)

- (3) 同上、一九五ページ(昭和四四年四月一六日、第一八回 真回 清水開路の証言) ロ 清水開路の証言)
- 庭卯平の証言)。 同上、一九五ページ(昭和四四年四月一六日、第一八回 東
- (3) 河西宏祐、前掲『聞書 電産の群像』、三〇六ページ。
- (4) 同上、三〇六~三〇七ページ。
- 電産争議』九四~九九ページ所収による。こでは、労働争議調査会の前掲書『戦後労働争議実態調査(4)「特別指令」の全文は、多くの文献に収められているが、こ

(42) 河西宏祐、前掲書、二六三ページ参照。

(43) 河西宏祐、前掲書、四四二ページ。

同上、四四三ページ。

- (45) (44) 同上、
- (46) 同よ
- 代の労働運動』(労働旬報社、一九七九年)所収の藤川「電年九月号、八六ページ。なお、労働運動史研究会編『高野時員長に聞く(聞き手、河西宏祐)」『日刊労働問題』一九八〇4) 藤川義太郎「電産レッドパージ三〇年 元電産関東地本委

産労組の思い出」には、傍点部分に相当する文章は見出せな

- 48 河西宏祐、 前掲書、二三九ページ
- 49 同上、四四四ページ。
- 50 同上、二四〇ページ。
- 51 同上、三七三ページ。
- 52 同上、四四二ページ。
- 53 労働組合刊、一九六〇年)、三六五~三六六ページ。 『不滅の炬火をともして 東北電労一〇年史』(東北電力
- 54 年)によれば、当人から聞いた「藤田案」の基本的な考え方 河西宏祐、前掲書、三七三ページ。坂本貞一郎『回想電産小 は、つぎのような主旨であったと紹介している。「当時の共 逐すべきである』と主張したのである。」(同上、一三二~一 れに手を貸してはいけないので『極右勢力についても同様駆 主義社会実現そのものを妨害しようとする勢力もあった。 こ このような動きに便乗して、民主的労働運動の指向する社会 力を組合より駆逐すること』は、巳むを得なかった。 しかし 産党の実態からして『暴力的極左勢力につながる一切の影響 | 三三ページ) 電産東北の旗と共に』(電産東北史刊行会、一九七九
- 55 前掲『不滅の炬火をともして』、三六七~三六九ページ。
- 56 同上、三七二ページ。
- 57 坂本貞一郎、前掲書、一二八~一二九ページ。
- 58 河西宏祐、前掲書、四四三~四四四ページ。
- 59 坂本貞一郎、前掲書、一三四ページ。

- 60 筒井時雄、前掲書、二六九~二七〇ページ。
- 61 同上、二六五ページ。一九五一年六月一二日、申請者による 取り下げのため進展はなかった。
- 62 同上、二六四ページ。
- 労働争議調査会、前掲書、九九ページ。

63

- 64 前掲『不滅の炬火をかざして』、三七九ページ
- 65 河西宏祐、前掲書、四四四ページ

同上、四四四~四四五ページ。

66

- 67 坂本貞一郎、前掲書、一四七ページ。
- 68 同上、一四八ページ。
- 69 河西宏祐、前掲書、二四四ページ。
- 70 坂本貞一郎、前掲書、一四九ページ。
- 71 神山清喜、前掲書、七九ページ。
- 72 坂本貞一郎、前掲書、一五三ページ。
- 73 竹沢哲夫「歴史の審判に向けて」、前掲『一九五〇年八月』 六日(電産レッド・パージ三〇周年記念文集』、三〇七~三 四所載による。
- 74 75 石川文也「関西レパ三〇年裁判に思う」、電産関西不当解雇 反対同盟『一九五〇~一九八〇 電産の旗をまもって った感じもします。」と証言している (河西宏祐、 和解したんです。 **ろいろな事情があって、裁判官の職権和解で、すぐに会社と** ド・パージ三〇周年記念文集』(一九八〇年)、三六ページ。 **睞川義太郎は「私たちは、私がちょうど地下に潜ったり、い** |四九ページ)。 戦闘的な活動家が身を隠していた事実を指これは (和解は) 会社側のワナにはま レツ

究の重要な課題となってくるであろう。 を明らかにしていくことが、歴史的研体の「異様な雰囲気」を明らかにしていくことが、歴史的研かない視野の狭さとともに、そうさせてしまうような社会全とが十分わかるであろう。生活苦や目先のことにしか目が向かない視野の狭さとともに、そうさせてしまうような社会全がとられたことを証言している(同上、二八六ページ)。こがとられたことを証言している(周上、二八六ページ)。こがとられたことを証言している(周上、二八六ページ)。こがという高等戦術